

1 実施方針に対する質問

| | | | | | | 総質問・意見数 | | 2 問 | | |
|-----|----|-----|-----|-----|-------------------------|---------|----|---|--|--|
| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問 | 意見 | 質問・意見の内容 | | 回答の内容 |
| 1 | 10 | 3 | (2) | イ | 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件 | | ○ | 建設業法の規定による「清掃施設工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できることとありますが、「機械器具設置業」も本事業に該当しうると考えられることから、「清掃施設工事業」又は「機械器具設置業」として頂けないでしょうか。 | | 廃棄物処理施設であることから、「清掃施設工事業」のみを要件とします。 |
| 2 | 12 | 4 | (1) | | 委員会の設置 | | ○ | 広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会について、差し支えなければ人数等をご教示下さい。 | | 実施方針段階では選定委員会の情報を公表する予定はありません。入札公告段階で公表することを想定しています。 |

2 要求水準書(案)に対する質問

| | | | | | | 総質問・意見数 | | 6 問 | | |
|-----|----|-----|------|--------|-----------|---------|----|---|--|---|
| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問 | 意見 | 質問・意見の内容 | | 回答の内容 |
| 1 | 44 | 第2章 | 2.2 | 2.2.3 | (2)数量 | | ○ | プラットホーム出入口扉数量は、【 】基(入口1、出口【 】1基は直接搬入車両用)との記載から、入口扉は1基指定と理解しましたが、直接搬入車両との動線分離の観点から2基提案とすることも可能でしょうか。 | | 入口2基以上の提案も可能とします。 |
| 2 | 44 | 第2章 | 2.2 | 2.2.3 | (2)数量 | | ○ | プラットホーム出入口扉数量は、【 】基(入口1、出口【 】1基は直接搬入車両用)との記載から、出口扉は最低2基指定ということでしょうか。 | | お見込みのとおりです。 |
| 3 | 48 | 第2章 | 2.2 | 2.2.8 | ダンピングボックス | | ○ | ダンピングボックスを設置する場合、全投入物をダンピングボックスを介して投入することを想定しているのか、ご教示下さい。 | | ダンピングボックスの使用法を限定するものではありません。事故防止のための異物除去を、確実かつ適切に行えるような設備仕様や配置、及び運用方法をご提案下さい。 |
| 4 | 72 | 第2章 | 2.10 | 2.10.2 | 洗車設備 | | ○ | 洗車棟での洗車を利用する車輛の種別と、その具体的な洗車箇所をご教示下さい。 | | 洗車棟の使用目的及び頻度を考慮して、洗車棟とその内部の洗車設備は設けない方向で検討しています。この場合、プラットホーム内の水道設備に余裕を持たせ、臨時で洗車が必要になった場合は、これを以て対応することを想定しています。 |
| 5 | 72 | 第2章 | 2.10 | 2.10.2 | 洗車設備 | | ○ | 1日当たりの想定洗車台数をご提示願います。 | | 質問No.4の回答をご参照下さい。 |
| 6 | 72 | 第2章 | 2.10 | 2.10.2 | 洗車設備 | | ○ | 洗車に必要な1台当たりの想定必要水量をご提示願います。 | | 質問No.4の回答をご参照下さい。 |

3 リスク管理方針書(案)に対する質問

| | | | | | | 総質問・意見数 | | 1 問 | | |
|-----|---|-----|-----|-------|------------|---------|----|---|--|--|
| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | No. | 項目 | 質問 | 意見 | 質問・意見の内容 | | 回答の内容 |
| 1 | 7 | 第3章 | 3 | 53、54 | 処理不適物混入リスク | | ○ | 本リスクの対応方針については帰責性の所在による方針と理解しております。帰責性の所在を明らかにするために、事業者と組合様で受入業務につき詳細な協議を実施することで責任分界点の設定につき予め合意するような形で対応させていただけないでしょうか。 | | 要求水準書(案)に記載の内容(第2編2.2.4及び2.2.5等における設備の仕様、第3編2.4.3における管理手法)が適正に実施されているか否かが「事業者の責によらない場合(事業者が善管注意義務を果たしている場合)」の判断基準(責任分解点)として考えています。受注後、上記内容を逸脱しない範囲での詳細設定協議の開催について、これに応じることは可能です。 |